

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和8年 6月 1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5888-6497

担当 内山 ちあき

* ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

2. 介護相談処 みのり 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護相談処 みのり
所在地	東京都足立区関原3-48-2
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 指定1372112142 号)
サービス提供 実施地域 *	東京23区全域 埼玉県の一部(八潮市・草加市・川口市)
第三者評価の実施状況	なし

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

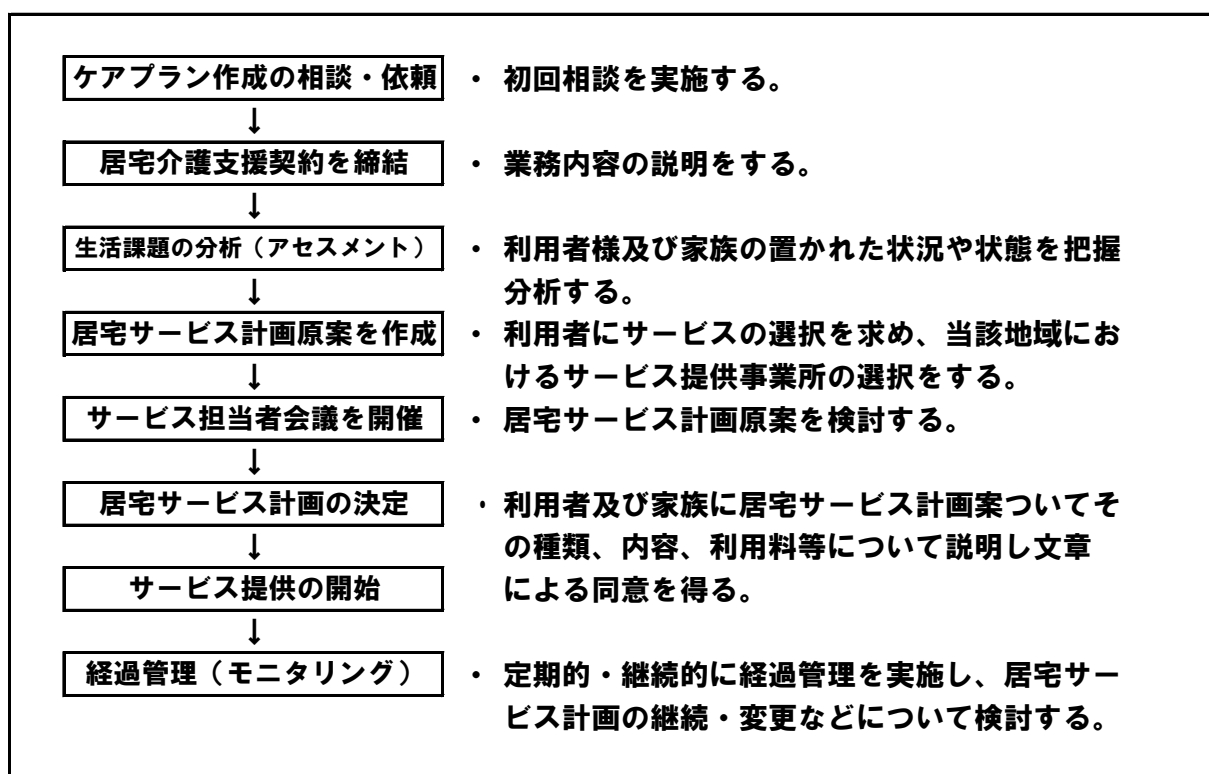
	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		職員の管理	1名
介護支援専門員	2名以上	1名	ケアマネジメント 業務全般	2名以上
事務員		1名	ケアマネジメント 業務補助	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日・時間	月曜日から金曜日・午前9時～午後5時
休 日	土曜・日曜・祝日及び12月29日から1月3日

※緊急時24時間電話対応とする

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 指定居宅介護支援の内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談をおこないます。
そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。
- (2) 居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態に変化等があれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請等必要な支援を行います。
また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更などと同様に必要な支援を行います。
(新規要介護認定・更新認定申請の援助も同様に行います。)
- (4) 利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
- (5) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規程する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、その事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることを説明します。

5. サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ＊ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日足立区の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(要介護1・2) 12,380円 (要介護3・4・5) 16,085円

(2) 交通費

前記2の(1)通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援などに要した交通費は、その実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を頂戴いたします。

- 1.実施地域を越えてから片道1キロメートル毎に100円
- 2.前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとします。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当社の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

居宅介護支援を実施する際は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービス等が多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

居宅介護支援にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

事業者は、前6月間当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)について利用者、またはその家族等からの希望があった際に説明を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

適切なサービスのために、研修会や当社独自の研修をおこない、より質の高いサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

7. 秘密保持

- (1) 事業所、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終

了後も同様です。

- (2) 事業所は、利用者または利用者の家族から予め個人情報使用同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合、速やかに管理者及び利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずると共に保険者に報告します。
- (2) その事故で、事業所の責めに帰すべき事由により利用者に生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

9. サービス内容に関する苦情

当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 お客様相談係 内山 ちあき

電話 03-5888-6497

FAX 03-5888-6498

足立区福祉部介護保険課事業者指導係 電話 03-3880-5111 (代表)

基幹地域包括支援センター 電話 03-6807-2460

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177 (代表)

10. 業務継続(BCP)に向けた取り組み

事業所は、感染症や非常災害の発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

1. 感染症対策委員会の設置

2. 感染症及びまん延防止のための指針の整備

3. 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

4. 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者： 佐藤 総史

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

1. 虐待防止委員会の開催

2. 高齢者虐待防止のための指針の整備

3. 虐待防止研修の実施

4. 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者： 佐藤 総史

13. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社　みのり
代表者取締役・氏名	内山　ちあき
法人所在地	東京都足立区関原3丁目48番2号
電話番号	03-5888-6497

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地	東京都足立区関原3-48-2
名称	介護相談処　みのり
代表者	代表取締役　内山　ちあき

説明者

氏　　名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。上記重要事項の内容については理解し、同意しました。

<利用者>

住　　所

氏　　名

<家族>

住　　所

氏　　名

(続柄　　)